

大規模・広域災害時の災害救助事務の連携強化に関する協議の場（愛知県第1回）

平成30年2月1日（木）

【安藤企画官】 ただいまから第1回大規模・広域災害時の災害救助事務の連携強化に関する協議の場を開催させていただきます。

出席者の皆様は大変お忙しいところをご参集いただきましてまことにありがとうございます。また今回、名古屋大学の福和先生にモデレーターをお願いしているところですが、今回参加された皆様のご紹介が終わるまで司会をさせていただく内閣府防災担当の企画官の安藤でございます。よろしくお願いします。

さて、この協議の場の当地、名古屋、愛知県におきましては、南海トラフ地震の大規模地震が発生した際のオペレーション等について、全国に先駆けてご検討を熱心に行っている地域です。仮に大規模災害が起きた場合、どうするのか。災害救助法では実際に避難所の運営や仮設住宅の設置については事務委任制度というものがあります。災害救助法の救助主体は都道府県ですが、事務委任制度によって、指定都市だとか一般の市町村に救助事務の処理をしていただくという仕組みになっております。それに加えまして、昨年12月に内閣府の「災害救助に関する実務検討会」最終報告において、現行事務委任の制度に加えて、包括道府県と連携がとれる指定都市を新しい救助主体とすることについてご提案させていただいております。

こうした動きを踏まえ、大規模広域的災害時に被災者の救助事務が迅速かつ円滑に行われるよう、都道府県、特に愛知県における広域調整による物資の円滑な調達、配分の仕組みや関係業界との連携方策について、関係者の皆様において問題意識を共有できる場としてご議論いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、出席者の皆様のご紹介に移りたいと思います。

まずは、モデレーターをお願いしております名古屋大学減災連携研究センター・センター長教授の福和先生でございます。

【福和教授】 福和でございます。よろしくお願いいたします。

【安藤企画官】 続きまして、人数が多いので、一言お名前をいただければと思います。

【橋本主幹】 愛知県の災害対策課、橋本でございます。よろしくお願いいたします。

【久野主幹】 同じく愛知県の公営住宅課の久野と言います。よろしくお願いいたします。

す。

【杉林主幹】 同じく公営住宅課、県営住宅管理室の杉林と申します。よろしくお願いいたします。

【小堀室長】 名古屋市防災危機管理局危機管理企画室の小堀と申します。よろしくお願いいたします。

【伊神課長】 名古屋市健康福祉局監査課の伊神と申します。よろしくお願いいたします。

【加藤課長】 住宅都市部住宅企画課の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

【白井課長】 豊橋市の防災管理課の白井と申します。よろしくお願いいたします。

【松岡課長】 津島市の危機管理課の松岡と申します。よろしくお願いいたします。

【平瀬業務第一部長】 一般社団法人プレハブ建築協会の平瀬と申します。よろしくお願いいたします。

【伊藤専務理事】 公益社団法人の愛知県宅建協会専務理事の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

【長谷川常務理事・総務委員長】 公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部の長谷川と申します。よろしくお願いいたします。

【鈴木常務理事・愛知本部長】 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会愛知本部の鈴木です。よろしくお願いいたします。

【南本部事務局次長】 同じく公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会の南と申します。本日は事務局長のかわりに代理で出席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【徳森住宅対策部長】 全国建設労働組合総連合の徳森でございます。

【山田専務理事】 愛知県建設組合連合の山田と申します。よろしくお願いいたします。

【安藤企画官】 ありがとうございます。それでは、これ以降の進行は福和先生にお願いしたいと思います。福和先生、よろしくお願いいたします。

【福和教授】 名古屋大学の福和と申します。ご指名ですので、進行役をさせていただきますと思います。

なかなか難しい問題を多くの方々に議論をさせていただくことになると思います。今日はいろんな意味で、それぞれの組織のお持ちのご意見を相互に交換し合う形で、今後の議論の糧としていきたいと思っておりますが、本日はまず3つの点について議論を進めていければと思います。

1つ目が、都道府県の広域調整権のあり方。これは今都道府県さんが主体としておやりいただいていることです。それから2つ目が、いざというときの物資の円滑な調達や配分の仕組みってどうなっているか。それから3番目が、物資供給関係業界の方々と行政とがどう連携強化するかというようなこと、その3つについて検討を深めていくというようなことをするようにというのが、この協議会の場であると伺っております。

本日はこれに関係するような資料を出席者の皆様にご用意いただいておりますので、まずは各出席者の方々から、お持ちいただいた資料のご説明をお願いいたします。それから、資料をご用意していない方もいらっしゃると思いますが、その場合もご意見を賜ればと思っております。

できるだけ円滑に進めていきたいと思っておりますので、それぞれの組織からプレゼンテーションしていただいて、その後に総合討論というような形にさせていただきたいと思っております。

じゃ、まず最初に、安藤企画官のほうから、内閣府さんの資料をご説明いただきたいと思います。

【安藤企画官】 資料1をご覧ください。1ページ目、ポンチ絵で、災害救助法に基づく救助ということで、一定規模の災害については、災害救助法に基づいて都道府県が救助主体になるという形になっております。現実問題、例えば、災害救助法適用前に津島市が避難所の運営だとかをやっておられたのに対して、適用直後に、愛知県が避難所の運営ができるのかというと、それはなかなか難しいのが現実です。そこで、事務委任の特例というものを法律の規定で設けております。

これは、市町村であれば事務委任を受けることができるという制度で、具体的には①から⑩に記述してありますが、避難所だとか、食料の貸与だとか、衣服の給与だとか、医療・助産だとか、被災者の救助、住宅の応急処理といったような、それぞれの事務については、愛知県が救助主体ではあるものの、愛知県が津島市に委任することができる仕組みになっています。

この場合、災害救助に当たって、例えば避難所の運営経費については既に告示で基準が決められております。それを一般基準と申し上げております。例えば仮設住宅で申し上げますと、一般基準では、1戸当たり約550万円台です。しかし、現実問題、昨年発災した九州北部豪雨では、まだ最終的な精算が終わっていないことから最終的な確定額は出ていませんが、1戸当たり大体700万円から800万円という価格で、一般基準を大幅に上回るような形となっています。国としても、一般基準のほうの見直しは毎年やっ

す。また、一般基準に対しては、都道府県の皆さんからは強い要望が寄せられているところ です。

なぜ、仮設住宅の例を申し上げているかと言えば、一般基準で約550万円と定まっているものを、特別に九州北部豪雨の場合については700万円で建ててもいいよということ を国に相談していただくという仕組みになっております。その相談のことを特別基準の 協議と申し上げております。この特別基準の協議は、救助主体である被災道府県と国との 間でしかできないという形になっています。これは、九州北部豪雨の福岡県の事例でいう と、仮設住宅のお金を払うのは、一義的には救助主体である福岡県であり、そこに国庫が 大体5割から8割程度入っていくという仕組みになっており、国庫を入れる関係上、救助 主体である都道府県が国の相談なしに勝手にやれないというところになっています。

もっと言うと、九州北部豪雨の被災地は朝倉市や東峰村などでしたが、福岡県として、 仮設住宅が大体何戸ぐらい必要で、値段がこれぐらいというようなことを県自ら把握する のではなく、朝倉市や東峰村という市町村のニーズを把握した上で、県が国に対して特別 基準の協議をやっているというのが実態と承知しています。そうした特別基準の協議を財 政力があり、都道府県と連携ができる指定都市については都道府県と相談しながら、国と 特別基準の協議ができるようにしたほうがいいということが内閣府の最終報告で盛り込ま れています。資料では、被災指定都市から赤字で点々と出ているところです。

これのバーターというわけではないのですが、指定都市が勝手にやると、都道府県の広 域調整権というグリップがきかない可能性があるので、広域調整権を規定するというこ とになっております。一方、指定都市はお金を出すことになります。こうしたことを昨年1 2月の内閣府の実務検討会報告で提案しております。

あとは、詳細は説明いたしません、2ページから26ページまではそういった事務委 任の通知を添付しております。また、27ページ、これは指定都市だけですが、現在、事 務委任の事前の取り決め状況としてどういう形になっているのかというものを添付してお ります。愛知県、名古屋市では応急仮設住宅、医療・助産、これはおそらくDMATの関 係だと思えますけれども、あと、応急修理、学用品については事前の取り決めの中には入 っていないという状況です。

あと、28ページ目以降に、昨年12月の内閣府の最終報告を添付しております。一言 だけお話をさせていただきたいのは、29ページの「1 法改正の必要性に関する事項」 というところです。この点についてはご説明を申し上げたいのですが、法改正の必要性に

関する事項については、都道府県側からは、現行の委任制度で対応は可能であり、法改正の必要はないという意見があった。しかし、現行の委任制度の枠組みは、指定都市がみずから財源負担をしつつ、みずから事務を行うことができず、また、特別基準について直接国と調整することができない仕組みである。そういうことがあるので、内閣府としては現行の委任制度の枠組みに加えて、大規模広域災害に備えて、具体的には南海トラフのような災害ですが、そういうものに備えて、迅速かつ円滑な事務実施のために、地域の実情に応じた災害対応の1つの選択肢として、包括道府県と連携がとれる指定都市について新たな救助主体とするため、所要の法改正を行うことが適切であると考えているというようなご提案をさせていただいたということです。

以上、内閣府からの説明です。

【福和教授】 どうもありがとうございました。

例えば応急仮設住宅の話について今ご紹介いただきましたけれども、従来は、災害時にそういったものを被災住民に供給するときに、基本的には都道府県が主体になって全てを調整し、各市町村にある意味指示をしながら対応していて、全ての調整は都道府県がやっていた。けれども、相当大きな規模の指定都市の一部については、ある程度独自に対応をしていただいたほうが災害時に円滑に進む部分もあるのではないかとということで、一部それをそちらに移行するかわりに、都道府県側のほうの総合調整機能がうまくいなくなるといけないので、広域調整権だけはちゃんと残す形で、費用についても指定市側のほうでも負担しつつ、全体としての力が合わせられるような仕組みを内閣府のほうでは考えていて、そのことについて、全国知事会側のほうでは今までのやり方でもいいのではないかとのご意見があり、一方で指定都市では、こうすることで、特に南海トラフ地震のような巨大災害のときには持てる力を発揮できるのではないかと、そういう意見もあって、そのあたりについて、各主体の方々がどういうご意見をお持ちなのかをまず今日はそれぞれ話していただくという、そんなことでいいんですね。

では、ここからそれぞれのお立場について、これについて、今までのお考えとか、今日議論をしたほうがいいんじゃないかという課題について、ご説明をいただきたいと思います。

【橋本主幹】 愛知県災害対策課の橋本でございます。私どもからは、資料2—1と2—2を提出させていただいております。

今しがた、内閣府の安藤企画官のほうから、救助法の資料1ページ、内閣府の資料1ペ

ージの絵に基づいてご説明いただきましたが、この中で被災都道府県が費用負担ありというふうに書かれておるんですけども、この費用の負担をする形として、災害救助法、資料2-1のほうに戻っていただいて、災害救助法の中で都道府県が災害救助基金を積み立てることが義務づけられております。この積立額については、資料2の(1)のところ、法定積立額、これは最少額として規定されております。これが過去3年間における都道府県の普通税収入額決算額の平均年額の1,000分の5ということで、下に過去3年、26、27、28年というのがありまして、この額が愛知県では60億5,449万2,403円ということになっております。この最少額以上を積み立てるということで、1番のほうに戻っていただいて、愛知県のほうでは今62億円超の基金残高がございます。この基金については、現金・預金等と物資で積み立てることができることとなっておりますので、愛知県の場合は物資として2億5,500万円分のアルファ化米とか水等を積み立てているということになっております。これが資料2-1でございます。

それから、資料2-2として、これは愛知県が応急生活物資とか仮設住宅の関係で結んでいる協定の一覧でございます。災害時にはこうした協定に基づいて、相手方の団体から飲料水だとか食料、その他生活用品等を調達するという仕組みをつくっております。これはまた参考までにごらんいただければと思います。

私のほうからは以上です。

【久野主幹】 私のほうは、建設型の仮設住宅の供給をする部署でございまして、資料2-3に、今の愛知県の供給がどういうルートでやっているか、特に215ページの部分ですけども、建設の用地の確保につきましては、市町村が原則として事前に予定した建設用地の中から選定して県に報告すると。それで、県がそこに対して建設をしていくというのが建設型の原則になっております。それに際して、プレハブ協会さんをはじめとした団体と協定を結んで、迅速に円滑に建設ができるようにというふうにしています。

そのための手段として、資料2-4のほうで、毎年応急仮設住宅の建設模擬訓練というものを実施しておりまして、関連の市町村さんと県と、あとは関係するプレ協さんをはじめとした団体さんで、建設を発注するまでの時系列別にシミュレーションをして、日ごろ訓練をして、いざというときに迅速に対応できるようにというようなことをやってきております。

【杉林主幹】 私は、公営住宅課県営住宅管理室のほうでございまして。

私どものほうは、災害救助法に基づく民間借り上げ住宅の提供に関する事務を行う部署

でございます。本県におきましては、資料2—3の212ページ、一番上でございますけれども、そこに基本方針というのがございまして、その一番下の丸におきまして、民間賃貸住宅等の空き家、それから、空室の存在する地域におきましては、民間賃貸住宅等の借り上げによる方法を積極的に活用するというようにしております。

本県におきましては、災害時の民間住宅の借り上げにつきまして、速やかな対応ができますように、今回協議にご参加されております不動産関係の団体の皆様と災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定を締結させていただいております。民間住宅等の借り上げ、応急仮設住宅を設置する場合には皆様のご協力がなければ困難でございますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

【福和教授】 どうもありがとうございました。

今の愛知県さんの仕組みというのは、全ての都道府県ほぼ共通のものでしょうか。それとも愛知県さん独自のものでしょうか。

【橋本主幹】 若干違う程度です。例えば私どもの基金でも、物資で積み立てて持っていない、全部お金という県もあります。ちょっとした違いはありますけれども、基本のフレームはそう変わらないです。

【福和教授】 大体同じ。特に今、久野さんがおっしゃった、用地は市町村で、それで、建設は都道府県というのは、ここは大体全国共通なんですね。それから、みなし仮設の取り扱いについても、大体どこも同じようなやり方をしていると。ありがとうございます。

【小堀室長】 名古屋市からは、資料3—1から3—4について説明させていただきます。

まず、資料3—1ですけれども、これは名古屋市の地域防災計画の災害救助事務に該当する部分の抜粋でございます。内容は先ほど県がご説明された県の地域防災計画、並びに先ほど安藤企画官からもご紹介ありました、事前に事務委任されているものの内容が合致して入っておる内容になっておりますので、詳しい説明は割愛させていただきます。

それから、資料3—2は、名古屋市における災害救助用物資の考え方をまとめたものでございます。備蓄する物資、それから、本市があらかじめ協定に基づいて調達してくる物資、それから、支援をいただく物資というような3つになります。2「物資供給フロー」のところ、最初から3日目までは備蓄物資で賄っていき、それから、徐々に調達物資というものを活用していくという順番が書いてございます。

右側へ行きまして、現状の備蓄物資ですけれども、南海トラフの被害想定が発表され、非常に大きな規模でございますので、平成26年のときは、その表にございますように、食料40万食分、毛布7万1,000枚というところを、おおむね3日分を備蓄するということで、来年度の30年度までに食料で言えば169万食、毛布で言えば32万7,000枚に拡充して、各避難所及び区役所などに分散備蓄を進めておるところでございます。調達物資につきましては資料3-3に、名古屋市が今現在物資協定というところで締結を結んでおります30のもの、それから、裏面のほうには物資の輸送に係る協定の締結条項の一覧を示させていただいております。

それから、支援につきましては、愛知県さんの広域受援計画というものがございまして、4日目以降、国のプッシュ型支援が届くというようなことになっていることから、そこに記載させていただいております、名古屋市が受けるプッシュ型の支援量の1日当たりというものの量がそこに掲げさせていただいております。

それから、ここは長くなるので見ていただければ結構ですが、物資協定供給体制のあり方ということで、名古屋市の区本部から災害本部、それから協定業者さんの流れとかを示しており、3に列挙してある緊急物資の集配拠点に一度集めて、そこから避難所へ動かし、それから、調達を依頼する災害の目安などを記載させていただいております。

では、続きまして、資料3-4へ行きまして、住宅についてご説明させていただきます。

【加藤課長】 資料3-4でございますけど、大規模災害時における住宅対策ということで資料を少しまとめさせていただきました。

概要の1番のところでございますけど、大規模災害時における住宅対策といたしまして、まずは避難所の早期解消と恒久住宅への早期移行を目指してということで、段階的に対応を求めていくということでございます。真ん中のところでございますが、中長期的な段階の中では、発災後、建設の資材ですとか労務者の不足等、それから、居住の確保の観点ということから、既存の恒久住宅の活用ですとか、住宅の応急修理というものが優先的に図るということを基本にしつつ、それと並行して応急仮設住宅の供与を機動的に行っていくという考え方で整理をさせていただいております。応急仮設住宅については、2ページ目のところでございますが、具体的には建設型、それから、借り上げ型という形で2つございますが、2番目のほうの建設型につきましては、救助法が適用された場合については、法定受託事務として実施するわけでございますけど、我々のほうで、真ん中のところでございますが、要望調書というものを県が取りまとめて、協定を締結している協力団体のほ

うに発注をしていく。我々市町村としましては、県のほうで供給された住宅の引き渡しを受けて、入居者の募集ですとか、住宅の維持管理を実施していくと、そういった流れでございます。

一方、借り上げ型でございますが、こちらにつきましては、県、それから市町村の役割分担、それから事務手続につきまして、現在県と一緒に検討中という状況でございます。具体的には県が協定を締結している協力団体への物件ですとか、それから、仲介業者のリスクを取りまとめさせていただきまして、それらのもとに我々市町村のほうで入居者の募集等、事務を実施していくということが想定されております。

それから、3ページ目でございますが、被災した住宅の応急修理というところでございますが、これも救助法適用後、法定受託事務として実施をするということで、市町村の報告を、これも県のほうで取りまとめていただきまして、協力団体のほうへ実施方針等、通知をしていただくという流れでございます。それをもとに、我々市町村のほうでは具体的な申請の受付ですとか修理の依頼、それから、完了等の確認、費用の請求等の事務を実施するといった、そういった流れで行っているというものでございます。

以上でございます。

【福和教授】 どうもありがとうございました。

県と市との間の関係というのが少し今見えてまいりましたが、つくるものについては要望調書を市のほうでまとめて、それを県を介して国へ行くけれども、基本的な実務は市でやっているというようなことであつたと思います。

1カ所だけ気になったのは、ほんとうに4日目でプッシュ型が国から来るかと、甘い考えだなと思わないわけでもありませんが、多分もうちょっと大変だと南海トラフ地震は感じられますから、そういったような、もうちょっと大変なときにどう力を合わせるかというようなところが、多分今日のお話のベースなんだというふうには感じております。

じゃ、続きまして、多分愛知県下では一番被害が大きそうな豊橋市さんから、お話をいただければと思います。

【白井課長】 豊橋市でございます。一応資料4といたしまして2枚ほど、豊橋地域防災計画のそこから抜粋をしてあるんですが、災害救助法が適用された場合の考え方を整理したものであります。

1ページ目につきましては、災害救助法の適用基準等が1ページから裏面にかけて書いてありまして、2ページの一番最後の(3)のところに、一応内閣府さんの資料にもあり

ましたけど、災害が発生するまでの事前の委任じゃありませんけど、ここで災害救助法が適用されるような救助の項目、これを、ここに一覧表を載せてあります。事前に愛知県からこういったものを委任されますよということを明確にしてあります。

次に、3ページですけれども、住宅対策ということで、応急仮設住宅のことが今回メインだという話もお伺いをしておりましたので、そのことについて記載したものであります。先ほどの愛知県さんの地域防災計画の中で、仮設住宅の建設用地の確保というところがありますので、1の(2)建設地の確保ということで、市はというところで、愛知県の地域防災計画にあわせた形をとっております。(3)以降は、愛知県さんが建設するという形になると思います。

裏面です。4ページですけれども、これは実際に仮設住宅の建設ができ上がりますと、運営等については市が直接担当することになりますので、その辺についてここに掲げているような形になります。

資料にはないんですけれども、名古屋市さんと同じように、豊橋市も災害発生3日間を何とか、先ほど福和先生が4日目以降もプッシュ型と言われましたけれども、3日間を想定して、今30万食を備蓄している最中でございます。

あと、名古屋市さんと同じように、大手の物販店とかそういうところとなるべく協定を結んで、協力できるような体制を今もつくっているところであります。

以上であります。

【福和教授】 ありがとうございます。

次に、ひょっとしたら長期湛水してしまい、敷地がないかもしれない可能性のある海部地区全体の代表として、津島市さんのほうからご説明いただければと思います。

【松岡課長】 津島市でございます。資料等の準備はございませんけれども、口頭で津島市の状況等を含めてご意見させていただければと思います。

今、福和先生のお話にもありましたとおり、愛知県津島市、濃尾平野に位置しておりますので、災害救助法が適用されるような大規模災害時には一方的に助けをもらう側になるのかなど、そんな状況がございますが、現状、津島市におきましても、愛知県内の他市と同様に、津島市地域防災計画におきましては、応急仮設住宅の供与、医療・助産、住宅の応急修理を除く救助の実施は市への委任を想定しているところでありますので、これら以外の救助については通常の災害時と同様に市で行うと定めているところです。これらは愛知県の災害救助の手引きにおいても、実施者は県と割り当てられている救助であるわけです。

けれども、その意味合いというのは適正な資源配分の実施等を事由としまして、全県的な調整が生じる救助事務なのであろうと認識をしているところです。あわせて大規模な災害時には、県内エリアごとの被災状況等を十分に勘案しながら、県内市町村と優先順位を共有して調整の上、個別の救助が行われるように配慮をいただきたいと思っておりますので、その役割は愛知県さんが担っていただくべきものなのだろうと認識しているところです。

津島市の現状というか、思いですけれども、現行法による事務委任、また指定制度による権限移譲、その調整手法というのは特段問いませんけれども、何よりも資源の先取りや独占、そういったことが行われることなく、県内被災者の公平性が担保されるという、ここについては何よりも重要なことだと考えておりますので、そういった部分についてご配慮がいただけるような迅速・柔軟な広域調整機能が発揮される制度設計をお願いさせていただければと考えているところです。

あとは物資の関係です。津島市におきましても、4日目以降に国からのプッシュ型の支援があるものということで、現状、津島市による備蓄品を配備したり、民間企業の方からの応援をいただくような協定を締結するように進めています。また、物資供給業界との連携強化につきましても、物資供給、あるいは緊急輸送等につきましても、災害時応援協定を民間事業所の方と締結しまして、災害時に連携させていただけるよう進めているところです。

以上です。

【福和教授】 どうもありがとうございます。

用地の確保は、先ほどの県庁さんのお話で、各市町村でということですが、海部地区のように長期湛水するようなときにも、市町村でやれと無理難題を県庁は言うんですかね。そこは後での議論だと思うんですが。

【久野主幹】 一応建設型の用地で、自治体内で足りない場合は、よその近隣の自治体の用地を借りて県がつくってということも想定はしております。

【福和教授】 そうですね。だから、そこまで見捨ててはいないということは確認しておきたくて、ちょっとお聞きしました。

じゃ、ここまでが県の立場と、それから市町村の立場のお話でした。それなりにはっきりしてきましたのは、県の立場と市町村の立場、比較的ちゃんと分かれていて、県の総合調整機能がないと、先ほどの早い者勝ちということになってしまうので、そのあたりは注意深く検討しないといけない。ですから、広域調整の機能は極めて大事そうだということ

は、特に今の津島市さんのご発言の中では感じられたところですから、そこは頭に置かないといけないと思います。あとは迅速性ということで、どの辺が落としどころなのかということなのかなと思いました。

ただ、240万棟も、もしも全壊しちゃったら、そんなことを言ったってつukれないので、実際の実力は、我が国の建設業の実力はどのぐらいなのかとか、あるいは、実質的な空き家とかがどのぐらいあって、みなし仮設として供給できる数ってどの程度なのか。その辺は意外と自治体側もそんなに把握できていないことでもありますので、ここからは、それぞれの民間の側でいろいろな形でご活躍いただいている方々にお話をいただきたいと思います。

まずは、ものとして供給する立場のプレハブ協会さんのほうからご発言いただきたいと思います。

【平瀬業務第一部長】 それでは、プレ協のほうからご説明させていただきます。

資料5、1枚紙で恐縮ですが、建設する立場としてのフローチャートでございます。都道府県さん、プレ協の会員、もちろん市町の方も入っていますけど、その4つの機関の担うところを時系列的に書いてございます。

事前準備対策としますと、先ほど愛知県さんのほうからもお話がありましたように、マニュアルの作成とか、候補地台帳の作成とか、そういうものが入っております。いざ発災した場合、県からプレ協に建設の要請が来るわけでございますけれども、それが2つ目の枠の中に流れに沿って書いてあります。まず、建設戸数がどのくらいあるのかというところ、それから、実際決まれば要請を受ける。要請を受けた後に、プレ協から会員の建設会社をあっせんさせていただきます。次に、今度は実際どこの用地にどのくらいの規模で、どのような配置で建設していくかという、そのプランを決めていきます。その後、どのくらいの期間で仕上げていく、つくり上げてお渡しするというような工程表、そういうものを順次県との間でキャッチボールしながら進めていくという流れでございます。

次に、現状と、お願い事を述べさせていただきます。

当協会は、早期かつ大量に仮設住宅を建設するという義務を担っておるわけでございますけれども、それを円滑にするためには、資材の合理化・統一化が必須であります。仮に都道府県さんの権限が、指定都市にそのまま移譲された場合に、さまざまな問題が懸念されますので、そこをご紹介、お話しさせていただければと思っております。

6つほどございます。まず、都道府県さんと指定都市さんとの仮設住宅の計画基準、仕

様、建設の進捗状況等が異なりますと、地域によって、被災者市町村間での不公平感が生じて、ややもすると、ちょっと言葉が過ぎるかと思いますが、社会問題にもなりやすいのではないかということがまず1つ目でございます。

2つ目は、仮設住宅の仕様・資材及び配置計画や外溝計画が異なりますと、資材の調達や施工方法が多様化し、迅速化に支障を来すのではないかという懸念がございます。

3つ目でございますけれども、これは県と指定都市さんと、プレ協会員が建設するわけですが、都道府県と指定都市で見積・契約などの事務手続等が異なりますと、事務が複雑化し、これも進捗に支障が生じるのではなかろうかというものでございます。

4つ目でございますけれども、当協会の会員は着工時期別に供給能力に上限がありまして、都道府県と指定都市さんの複数の事業主体が、先ほど来お話がありましたけれども、仮設住宅の取り合いとなる可能性も出てくるのではなかろうかと思っておりますので、そこら辺もいろいろとご配慮していただければと思っております。

それから、5つ目でございますけれども、事業主体から当協会及び会員会社の現地担当者にもろもろの要請、例えば候補地の調査、契約の事務、各種検査、入居等々のいろいろなご要請があります。これが都道府県さんと指定都市さんのほうから別々にありますと、こちら側の問題となりますが、スケジュールの調整がなかなか難しくなっていくということで、これも建設にかかわる進捗に支障を来してくるのではなかろうかと思っております。

6つ目になりますけれども、これが被災県とその県の中にございます指定都市が、1つであればまだよろしいかなと思っておりますが、2つ以上あるとさらにこのことが2倍、3倍という、ちょっと大げさですけども、そのぐらいのスケジュール量になり、混乱を来しますので、この辺もいろいろと考えなきゃいけないのかなと思っております。

さて、以上述べました通りもろもろの問題が出ております。それに対して、プレ協として、建設型の応急住宅を建設する側として、4つほどの、ちょっと長くなりますけれども、お願いといたしますか、ご配慮をいただければと思っております。

各都道府県内の応急仮設住宅の計画基準、仕様、契約方法、事務手続、それから入居対応等は、できましたら各都道府県単位で統一していただければと思っております。

2つ目でございますが、発災時の初動態勢においては、仮設住宅の建設に向けた協議に、都道府県、指定都市の関係者が集まっただき、建設候補地の調査、住宅の仕様、配置

及び外溝計画等の建設方針を確認し合っていたいただきたいというところでございます。

3つ目でございますが、プレ協との窓口は、1 指定都市内に被害が留まる場合を除きまして、都道府県ごとに統一していただければと思っております。少なくとも事前調査、要請、あっせんまでは統一していただければありがたいと思っております。

4つ目でございますけれども、指定都市は建設候補地の調査段階から建設過程でも、建設等に関する進捗等、各種情報を適宜各都道府県さんと連絡し合っ、かつ、都道府県さんからなされる必要な要請に対応していただければありがたいと思っております。甚だ勝手なお願いばかりでございますけれども、あくまでも一日でも早く大量に住宅を供給するという立場から申しますと、是が非でもこれらのことをご考慮、お考えいただければありがたいと思っております。

以上でございます。

【福和教授】 どうもありがとうございます。いずれも実務上極めて重要なことばかりで、全ての問題をクリアしないとなかなか前に進まないと思えますし、多分今のお話は、小さな地震であれば県と指定都市との間の問題になりますけれども、南海トラフ地震の場合には、県と県との間でも統一しておいてもらわないと、結局は混乱のもとですから。

【平瀬業務第一部長】 そうですね。東日本大震災のときにも3県、岩手県、宮城県、福島県とございましたけれども、やはり仕様なども違っていましたので、なかなか難しかったという経緯がございました。

【福和教授】 多分、この議論はここだけにとどまらなくて、特に南海トラフ巨大地震に対しての今後のあり方の検討というのが、別のグループで今後精力的に始まるはずですから、その中で、むしろ大規模災害時には各県もばらばらじゃなく、もう少し統一的にやる仕組みを考えざるを得ないですね。

【安藤企画官】 ご承知のとおり、東日本大震災のときはむしろ各県ごと、3県からそれぞれ言われたことが非常に大変だったことから、むしろ3県でとりまとめてほしかったというご意見もあったというふうに承知しております。

【福和教授】 それはやらないといけないことなので、逆に言えば、こういう議論が始まったことをきっかけにして、全体がうまく流れるような仕組みづくりに持っていかただくことが大事かなと思います。とはいえ、幾らそれがうまく進んでも、プレ協もそんなにすごい力があるわけじゃないので、全体として何件ぐらい出せるかって、ちょっとだけ教えておいてあげていただけますか。いざというときのマキシマムを。

【平瀬業務第一部長】 おっしゃるとおりでございます。プレ協は、毎年度初めに、各会員からどのくらいの建設能力があるかを調べ、それを北から沖縄までの各ブロックごとに、1カ月、2カ月、3カ月、半年と、累計ですけれども、それぞれどのくらい建設能力があるかということをもとめ、データとしては持っております。そのデータは、毎年発行する「応急仮設住宅建設関連資料集」に載せまして、各都道府県さん、それから、関係するお役所さん、及び国に報告させていただいているところでございます。

【福和教授】 ざっくり、10万戸とか、20万戸ぐらいが精いっぱいかなと想像するんですが、いかがでしょう。

【平瀬業務第一部長】 プレ協としましては、済みません、そんなにございません。

【福和教授】 5万戸とかですか、10万戸？

【平瀬業務第一部長】 多くて半年で6万強。

【福和教授】 じゃ、神戸が目いっぱいだったということですね。

【平瀬業務第一部長】 そうですね。

【福和教授】 それはどこも被災しなくてそれだけなので、プレハブメーカーさんが被災をすれば、トータルで6万戸も行かない。一方、壊れる建物は最悪240万が予定されているので。

【平瀬業務第一部長】 東日本大震災のときもそうでしたけれども、あくまでも我々は建設型ということで、あとは借り上げといいますか、みなし仮設で対応したと思います。

【福和教授】 ありがとうございます。

ということで、実は南海トラフ巨大地震だけで言えば、取り合いっこすると言ったって、取り合う量はそんなに多くないということに気がついておかないといけないのかもしれないなというふうには感じます。ただ、それだけの数をつくるにしても、やっぱり事務手続は極めて大変になってくるだろうとも想像されて、むしろ、みなし仮設をどれだけちゃんと使えるかというところに議論が集中していく可能性はあると思います。この地区は、もしも南海トラフを主として考えるのであればという前提になりますけれども。

では、そういう意味で言いますと、徐々に別の協会の方々の役割も出てまいりますので、次は宅建協会さんのほうからご説明をいただければと思います。

【伊藤専務理事】 宅建協会は、先ほど愛知県さんの資料にもつけてありましたように、民間住宅の提供という協定を17年当時結ばせていただいております。我々協会は不動産業者の団体でありますので、会員の持っております空き家の情報の提供ということが主た

る事業だと思っております。

また、東日本大震災のときも、当時、やっぱり向こうから空き家の賃貸物件の情報提供ということで、愛知県宅建協会でもまとめまして向こうへ送ったことがあります。実際問題、距離が遠かったものですから、実際の実施というのはほとんどなかったかに思いますし、東日本大震災以降、やっぱり津波の問題がありまして、愛知県でも名古屋を含めて西のほうの海拔の低いところは、賃貸住宅にお住まいの方が東のほうの、もう少し高台のところへ移られたということで、そういった移動があったと聞いておりますので、実際問題、震災が起こったときにどれだけ使えるかという、賃貸物件自体も具体的な数値というのはつかめていないと思いますので、ここら辺、空き家があれば情報を提供するということになっております。

【福和教授】 どうもありがとうございます。

なかなか空き家の実態というのはわからない部分があって、以前に愛知県さんと一緒に、あるいは名古屋都市センターさんと一緒に相当一生懸命調べたことがあったんですけども、ほんとうに実数はあまりよくわかっていない感じはいたします。これはどこかで、行政の立場で調べておかないと作戦がつかれないかと思います。ありがとうございました。

じゃ、次は不動産協会さんのほうからお願いいたします。

【長谷川常務理事・総務委員長】 全日本不動産協会の長谷川と申します。

当協会としましては、資料のほうは、突然のことだったものですから、申しわけありませんけれども作成しておりません。

それで、協会の考え方としましては、先ほどの宅建協会さんのほうからもご指摘があったように、会員からの空き家の情報提供が主であります。ただ、例えば大災害により大きな被害があった場合、借り上げ予定物件においても、おそらくはもう棄損しているといえますか、傷んでいる場合がありますので、災害による新たな傷みの状況をどのように把握するか、提供空き家の状態など統一基準の作成が望ましいのですが、私どもの協会ではまだそういった取り組みはしておりません。東北の震災のときにご依頼があったときにも、宅建協会さんと同じように資料を作成して当協会の会員に配付して、そこから吸い上げるという形しかできませんでしたので、希望としましては、先ほどプレハブ協会さんもおっしゃっていたように、統一の指定基準の具体化と指揮系統の一本化、それが一番大事になるのかなと思いました。個人的にですけど。簡単に申しわけありませんが。

【福和教授】 どうもありがとうございました。

発災後の賃貸住宅の健全性を早期に把握し、どれだけあきがあるかということ、なかなか今は早期に把握することが難しいというのが、宅建協会さんと不動産協会さんの今の骨子かと感じます。このあたりはちゃんとできるシステムをつくっておかないと、災害時、混乱する可能性がありますから、今回の議論とは別に、内閣府さんのほうで課題として持ち帰っていただく項目かと思えます。

それじゃ、賃貸協会さんのほうからお願いいたします。

【鈴木常務理事・愛知本部長】 私は全国賃貸住宅経営者協会連合会の愛知本部長の鈴木です。

基本的に私たちは賃貸住宅のオーナーの集まりです。本協会は、愛知県をはじめ全国41都道府県と災害の協定を結んでおります。

ちょうど災害について、過去に経験がありますので、事務局が今日来ていますので、事務局に話をさせていただきます。

【南本部事務局次長】 東京のほうの本部事務局から来させていただきましたちなたい協会の南と申します。

配付資料の6をごらんになっていただければと思います。

当会のほうでは、平成19年ごろから、賃貸住宅の空き室を被災者の方に活用していただくということで行政に対して要望を出してございまして、東日本大震災のときに、皆さんご存じのとおり、約6万8,000戸のみなし仮設が借り上げられるということでご利用いただきました。

先ほど、プレハブ協会さんがいろいろと懸念事項をおっしゃられていたのとちょっとかぶるところもあるんですけども、当会も県と指定市のところで権限が移譲なされた場合の課題というものをまとめさせていただきました。

1番目は、都道府県・指定都市における支援内容の統一というところで、みなし仮設住宅の要件等の統一をきっちりしていただきたいというところがございます。具体的に言いますと、入居条件ですとか契約条件、提出書類の書式、重要事項説明の簡略化、独自要件への対応というのがあるんですけども、熊本地震のときに、熊本県と熊本市がそれぞれが事務委任のような形で救助主体として被災者支援をしたんですけども、そのときに、熊本市のほうは、九州の豪雨水害のほうで経験をお持ちだったので、比較的迅速に被災者支援の体制がとれたんですね。ただし、県のほうにそういう体制がなかったもので、市がちょっとリードというか、少し先んじるような形で進んでいたもので、最終的に契約の要

件とかというのは同じような条件になったんですけれども、契約書ですとか提出する書類というのが、様式が異なりまして、それが我々の賃貸住宅の団体のほうで対応するに当たりまして、熊本市で借り上げる方はこっちの様式、それ以外の市町村の方はこっちの様式というところで非常に混乱と、あと事務の迅速化のところでは弊害がございましたので、ぜひ、名古屋市さんと愛知県さんでやられる場合には、そのあたりの完全な様式の統一まで含めてやっていただきたいということがございます。

2番目に、他県からの避難者受け入れに関する要件等の統一というところで、東日本大震災でも全国に被災者の方が避難されましたので、大規模災害のときには、やはり他県から受け入れるときの要件というのも統一していただきたいというところがございます。

3番目に弾力的運用等の統一というところで、熊本地震のときには、東日本大震災ではなかった運用がありました。みなし仮設住宅として使おうとするときにどうしても、住宅そのものがもう破損しているという状況がございます。それに対して改修費用を国のほうから出していただいて、それで改修をして被災者の方に貸すというような運用が行われたんですけれども、こういった弾力的な運用に関しましても統一して行っていただければなと。特に統一していただきたいのは、やはり開始するタイミングなども含めて行っていただければと思っております。

4番目は、公平で迅速な被災者支援ということで、国に対していろんな要請というのを出されていくことになるかと思うんですけれども、こちらは救助主体ごとではなくて、都道府県単位で統一見解として上げていただいたほうがよろしいのかなと考えております。開始時期ですとか支援内容が統一されていないと、やはり被災者の方に不公平感というのが生まれてしまいますので、そのあたりをやっていただければと考えております。

そして、2番目のほうで、複数の救助主体による賃貸住宅関係団体の負担増というところで、これも先ほどプレハブ協会さんもおっしゃっていたんですが、例えば神奈川県になりますと、救助主体が最大で4つあり得るというようなことになるかと思っております。そうしたときに、業界団体としましては、各救助主体さんと調整をいろいろ入るようなこともありますので、ぜひ1つのテーブルで皆さんで同じ方向を向いて、被災者支援に動けるようにしていただければなということを考えております。あと、救助主体が広がることによって、会員の分布状況等によって協力体制が調わない可能性とかというのも1つ懸念をしております。

2番目が、相談窓口等のボランティア派遣要請に対する負担増というところで、各救助

主体さんから、うちの市で相談窓口を開催したいというようなことの依頼を受けた場合に、どうしてもボランティア要員というのが分散されることとなります。実際に広島土砂災害のときですとか熊本地震のときに、業界団体のほうは人手不足で、なかなか協力ができないというような声を他団体から聞いたことがございますので、そういったところのボランティア派遣等も含めて、連携して活動していく部分でも気をつけるべきかなということを考えております。

最後に、先ほどから、この場でおさまることではなくて国のほうの検討会で話すべきということを出ているんですけども、私ども、内閣府防災担当の開催されています災害時の被災者の住まいの確保策の検討会というところで、今私が申し上げたような、全都道府県での要件の統一や災害規模ごとの被災者支援の在り方を要請しておりますので、引き続き検討していただければと思います。

以上です。

【福和教授】 どうもありがとうございます。次に全建総連さん、お願いいたします。

【徳森住宅対策部長】 こちらのほうも資料は用意しておりませんが、参考になるものは7-2、資料7-3の3ページからをお開きいただければと思います。

全建総連では、全国の都道府県に全ての建設関連の組合がありまして、約1,200の拠点がある連合体でございます。大工の登録は約12万5,000人ということで、JBNという全国の工務店の組織と組んで応急仮設の木造による建設をしております。その関係で、今回の内閣府の提案との関係で出てくるであろう問題点が幾つかございます。

1つは、木造仮設の場合は、特に自治体から地元産材を活用してほしいという要望が非常に強くございまして、そうしますと、例えば愛知県の木材が産出される場所は周辺部になります。ところが、政令都市といいますと都市部ということになりますので、その場合の地元産材をどう活用するかという点については、主体が分かるとどうすべきかという問題になってきます。材料の流通にかかわる連携というものも、地元産材という観点で必要になってまいります。

そしてもう一つは、この内閣府さんの方針で今後検討が必要かなと思っているのは、復旧期と復興期のそれぞれの段階でもいろいろ検討すべきと考えています。復興期には、木造で仮設をつくった後に公営住宅に転用を進める状況が進んでいるんですけど、そのときに転用の際の手続等々が政令指定都市と県と調整が必要かと思います。

それから、実務的な問題としては、災害時協定というものを今30都道府県と結ばせて

いただいているんですが、政令指定都市とまた改めて協定を結ばなきゃならないのかどうかというところも課題になってきております。

そして、我々が今隣県からの大工を被災県に労働者供給する広域支援のあり方を今検討しているところなんです、そういった場合に、隣接する県同士は県同士のお話ができるんでしょうけれども、じゃ、中に入っている政令都市が隣県とどういうふうに支援を求められるのかということになると、政令指定都市が孤立するのではないか思ったりもしています。そういった意味ではうまく連携をとられて、必要な様式の統一化などを前提として考えていただければ、内閣府の考え方もありなのかなと思っている次第でございます。

以上でございます。

【福和教授】 どうもありがとうございます。

じゃ、最後に、愛知県建設組合連合のほうから、よろしく願いいたします。

【山田専務理事】 それでは、資料7を見ていただきまして、あまりなじみがないかと思いますが、私のほうの組合につきましては、地域の零細事業者さんが入っている組合であります。現在6,700名の組合員がおりまして、仕事から生活までというような形で取り組みをさせていただいております。

愛知県との協定につきましては、被災住宅の応急修理の関係で組合と協定を結んでおりまして、もう一枚、資料ナンバー2のところ、県内に同様な組合がありまして、愛知県の補助事業を受けながら設立した組合が1つあります。それが愛知県建設団体協議会というものでございます。今回協定を結んでおります全国木造建設事業協会という部分の構成団体におきまして、私どもがJBNで、お隣におみえになりますところで、全建総連さんでこの組合をつくってございましたので、その三者がちょうど組んでいたというようなことで、愛知県との協定を結ばせていただいたというような形で、愛知県担当として現在動いているというところでございます。また、岐阜の建材屋さん、材木屋さんもメンバーに入ってください一般社団というのを現在つくって、2段階の活動をしながら、愛知県の事業、また国の事業を行っているということでございます。

7ページの2の後ろを見ていただきますと、全体相関図が入っておりますので、このような構成、建設団体協議会というようなことで3団体の構成、あわせまして、当会・木造住宅協会さんとあわせながら一般社団の建設団体連合会をつくっております。このちょうど上部団体が、それぞれこの全国木造建設事業協会にかかわっているというようなことで、こちらの事業も推進させていただいているというふうでございます。

この資料の3を見ていただきますと、先ほど徳森部長さんのほうからもお話がありましたけれども、東日本大震災のときに木造住宅の仮設住宅をつくったということを実績につくられた団体でございます。それで各県、先ほどもお話がありましたが、30の県のところと協定を結びながら活動しているというふうであります。昨日も東海ブロックの運営会議というようなことがありまして、東海ブロックでの共通仕様書の作成、または建設に伴う方法と考え方というようなことでの勉強会を実施していくというようなことで、全国協議会みたいな形の対応で、いろんな各県で自治体の考え方がかなり違うものですから、それを共通意識を持っていくというようなことでも、来週その会議が行われるというようなことで、もし震災が起きた際に対応できるように、随時今勉強をしているというようなところでございます。

私どもといたしましては、愛知県の応急仮設建設マニュアルがございましたので、それに基づいて対応させていただいているというようなことでございます。供給数については基本500戸程度というようなことで動かしておりますが、場所の問題等々あります。熊本ですと狭小地もつくっていたりするので、そうなってくると戸数が多少減ってくるであろうというようなことも考えているところであります。

それで、要望ということでありまして、プレ協さんのほうのやっぱり内容と全く同じような形になってきまして、私どもとしては、愛知県の県庁所在地のところに事務所を構える形で対応しているのですが、もしこれが離れた場所になってしまうと、そこに担当者が行けない場合が出てくると。交通手段の問題等々で問題が出てくることもありますし、全く同じ話をしていかなければならないということになった場合には、やはり時間と人材がそれだけ確保できるのかという点はすごく懸念する点でございますので、基本的にはやはり県で最初の段階は全て話が終わってくれると大変うれしいなということで考えるところでございます。基本的には、プレ協さんの考え方がほぼ私どもの考えていたことと一緒にございまして、省略させていただきます。

【福和教授】 どうもありがとうございました。

ここから共通な議論をしてまいりたいと思います。

それで、多分、少し補足をいただいておりますが、全ての指定都市でこれを実施するのか、そうじゃないのかによって、今の議論は随分違ってきますから、そのあたりを少し安藤企画官のほうから。

【安藤企画官】 できるだけ皆さんでしゃべっていただきたいということで、省エネな

説明をしたのですが、今回、事務委任に加えて新しい制度でご提案させていただきましたが、20市全部の指定都市を一律に新しい救助主体にすることは一切考えておりません。これは、現行の事務委任でもいいよという声があればそれはそれでもいいよねと。その分、指定市の部分も含めて、都道府県のほうで財政負担してグリップしたほうがいいのかという判断もあると思います。一方で、財政面で、指定市が財源を支出すれば、それを活用したほうが迅速な救済につながるのではないのかという考え方、両方の考え方があると思っております。

しかし、今日の議論でも各団体さんから、指定都市と県が連携してということがしきりに出てきたと思います。そこで、指定都市の中でも、きちんと県の広域調整権のもとでちゃんとやれる指定市に限って新しい救助主体にするということを打ち出しているところです。そうした点についてはご理解賜りたいと思っております。

【小堀室長】 今の企画官の話のとおり、名古屋市は、そうなるよと言ってここにいるわけではなく、愛知県さんも当然その立場でいて、この機会を通じて課題出しをしていただいて、円滑な災害救助のためにどういう形が作り出せるのかなという場であるということ。今現在はまだその状況の立場で我々はあるということをご理解ください。

【福和教授】 各協会の方々がおっしゃったご指摘は、いずれももうおっしゃるとおりというところがあって、むしろこういった議論が始まることで統一化が進んでいくという方向になるのが好ましいと思っております。それから、多分、丁寧な災害対応ができるような規模の災害と、全く次元の違う規模の災害の話がございますので、全く次元が違う災害の規模のときに特に迅速性が要求されますから、そのことを今回念頭に置くということもあると思っております。丁寧に調整すればするほど迅速性が失われてくるということもあって、いち早く被災者の人たちに生活の場をお渡しするということを実現しつつ、だけれども、できるだけ統一をしたい。ここは知恵の出どころですから、そこは絶対やるということを前提で、課題がどんなことがあるかということこれから議論いただきたいと思いますが、まずは内閣府さんのほうからは、先ほどのことについて、何か補足されることがございますか。今の皆さんのご意見を聞かれています。

【安藤企画官】 特には補足するところはありません。想定したとおりのご意見が出たと思っております。やっぱり話す相手がばらばらと、これは別に指定市に限らず、例えば愛知県、豊橋市、津島市という形でばらばらにされると困るといった話。より具体的にイメージが湧きましたので、大変ありがたいお話だと思って聞いておりました。

愛知県に2点ほど質問があります。1点目は、みなし仮設と建築型の仮設では、熊本や九州北部豪雨の例をみると、みなし仮設のほうが多い状況になっています。福和先生からも迅速な被災者救済というお話がございましたが、愛知県のスタンスとしては迅速性をとりみなしを優先させるのか、それとも、大規模災害があったときの状況でもあり、まだそこまで想定はできていないという話かもしれませんが、みなし仮設と建設型仮設、どちらを優先させるつもりなのかという、心持ちみたいなところがあればお聞かせいただきたい。

2点目は、事務委任の事前取り決めでは仮設住宅は落としていないようですが、名古屋市資料を見ると、仮設住宅の入居者の募集だとかは市がやるという形になっています。これは、仮設住宅についても事務委任をせざるを得ないということを前提につくっているような気がしたのですが、その辺のお考えをお聞かせいただきたい。例えば名古屋市のみなし仮設住宅の三者契約を県のほうで一手に引き受けることは、多分物理的にも不可能なような気がしていますが、その辺、実際の実務についてどのようにお考えでしょうか。あと、豊橋市や津島市も、みなし仮設にしろ、建設型にしろ、最終的には仮設住宅について事務委任をされるのかどうかということも含めてお聞かせいただければと思います。

【久野主幹】 まず、建設型か借上型か、どちらをとという話なんですけれども、やっぱり災害の規模にもよって対応が変わると思います。通常の規模であれば、基本は建設型でスタートしつつなのかなと思いつつ、南海トラフのような地震になってしまうと、候補地も十分確保できないような状況にもなりましようし、そういう場合には借上型というのがメインになってくるというようには思っておりますが、ただ、愛知県として、じゃ、どちらがというふうに決めているわけではないというのが実情でございます。

あと、事務委任に関しましては、資料番号2-3の県の防災計画の216ページのほうには、入居に関する管理運営に関しては基本的に市に委託してこれを行うというルールになっていますので、でき上がった後の管理運営に関しては、基本的には市町村さんというルールでこれまでも決まっております。

【安藤企画官】 そうすると、事後的に事務委任をされるということですか。

【久野主幹】 そうなると思いますね。

【安藤企画官】 わかりました。

【福和教授】 よろしいですか。まずは多分、ほとんどみなし仮設になっちゃうので、いかにそのみなし仮設を早くお渡しできるような事前準備ができていくかというところが

ほんとうは肝なんですけど、忙しくてまだあまりできていないんですよ。何度言ってもやってくれないんです。ですから、それはこれをチャンスにして、建築部局のほうでそれはやっておかないとまずいかなと思っていただけるといいと思います。多分みなし仮設の対象家屋は、名古屋市がものすごく多いんですよ。そのところについて、ちゃんと名古屋市さんと愛知県さんで、早い者勝ちじゃなく、使える資源というのは場所的に偏在しているので、そういったことが事前調整できていればプラスに働く可能性がありますから、そこはよろしいですよ。

【杉林主幹】　ほんとうに先生おっしゃるとおりで、私どもも民間住宅の空き家につきましては名古屋市がやっぱり一番多いと思います。当たり前ですね。近隣の自治体の被災者の方が名古屋市内の空き家へ入居を希望される方がやっぱり多いということが想定されますので、そこで名古屋市民の方とそれ以外の被災者の方の取り扱いに差が出ているとやっぱりまずいですよね。そういったことは調整しないとまずいなというのはありますけれども。

【福和教授】　ついでに、三重県は少ないんです、賃貸が。ですから、愛知県さんは名古屋市さんのことばかり言うんじゃないくて、三重県さんとか岐阜県さんで被災をした人たちは、多くの方は名古屋エリアに集まってきますから、南海トラフ巨大地震に頭を切りかえたときには、今、指定都市さんに対して県の方々が言っていらっしゃることと同じことが県に降りかかってくるという、同じテーブルに乗っているということを忘れないでおいていただければと思います。

【久野主幹】　地元の自治体さんからの要望は、どちらかという人口流出をとめたいので地元につくってくれという要請がやっぱり多いんですよ。なので、そことの絡みも出てくるかと思います。

【福和教授】　ありますね。難しい問題は多分たくさん出てくると思います。

さて、そうしますと、例えば今の議論の中で、愛知県さんのお立場の中で、現行の制度について、存続させることもあるし、改善したほうがいいと思われているところもあると思うんですが、県レベルで現行の中で改善したらいいかなと思うようなことというのは、何かございましたらご発言いただければと思うんですけれども。例えば、お金をちょっと市が出してくれたらうれしいかなとか、それから、人手も、最近愛知県の防災局も建築局もどんどん削減されていて、そんな立派なことができるような気もしないので、市町村の力も借りつつやったほうがいいかなって。だけれども、借りるのは借りたほうがいいけれ

ども、調整はちゃんと県主体でやったほうがいいとか、南海トラフのことを考えると、今までの常識で考えないほうがいいところって出てきそうな気がするので、そういう面で、現行の仕組みの中で巨大災害を考えたときに、こういうところを改善しておいてもいいかなと思うような、そんなことをお聞きしたいんですが。

【橋本主幹】 私どもの県としては現行の委任方式でも結果的に市町村は、今回内閣府さんが言っているような権限移譲に近いような形で市が主体でやっていただくのかと。それと同じような形が現行の委任方式でもなされるだろうと。大災害が起きていないのでわからない部分もありますが、なされるだろうとっておりますので、現行の委任方式で何が問題かと言われると、特段それについての問題というのはないのかなと思います。

【福和教授】 特にないということによろしいんですね。わかりました。

【安藤企画官】 県における調整ということはすごく重要だと考えています。県における調整のやり方とは具体的にどんな感じでしょうか。県が事前に例えば数量だとかを主体的に押さえてやっているのか、加えて、何か災害が起きると県が主体的に能動的に地域ごとの状況に応じてニーズを把握するオペレーションのことを調整と言っているのか、それとも、被災地で起きている状態は見えないので、例えば、市町村が足元の声を吸い上げて、それに県に報告することを前提に、県が総合的に判断しつつ必要なところに資材を振り向けていくとか、国とも話をするというのをやっていくといった調整なのか、どちらのイメージでしょうか。

【橋本主幹】 基本的には市町村からの被害状況、それから、食料とかであれば、どれだけ不足するかという情報を吸い上げて、それでどこに優先していくべきかということを経内全域で考えていくということになります。

【安藤企画官】 そうすると、都道府県の広域調整権というのは、市町村のニーズを踏まえ、状況を把握した上で、プレハブ協会では建設型仮設住宅は半年で約6万戸というような状況なので、それを必要なところに配分をするということが広域調整というイメージでよろしいですか。

【久野主幹】 建設型仮設についてはそうですね。供給能力に上限がある中で、どうやって配分というか、調整していくかという部分だと思います。

【安藤企画官】 食料も同じような発想かと思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

【橋本主幹】 基本的に優先順位をつけてやっていくということです。

【安藤企画官】 そうすると、優先順位をつけるのも含めてが、広域調整というイメージということでよろしいですか。災害なので何が起こるかわからないのですが、とりあえず現時点で想定し得るのはそういうイメージということでよろしいですか。

【橋本主幹】 もう一つは、外に向けてどこにどういう要請を出していくのかというのもその調整の中には入ってくるのですが、内側を見たときは、まさにおっしゃるとおりです。

【安藤企画官】 外への調整というのは、各団体さんとの調整というようなイメージでよろしいですね？

【橋本主幹】 はい。

【安藤企画官】 わかりました。

【福和教授】 わかりました。これ、なかなか難しく、実際には南トラのときは現対本部がブロックとしてつくられてきて、県レベルの調整に加えて、もう一つ上の中部ブロックとしての調整が始まってくるので、具体のことを考えると、多分その優先順位づけというのは、もう一個上で起きてしまう可能性もあるだろうなというふうには感じます。そういったときに、ブロックの中でいろいろなことの統一をしつつ、全体としてのリソースをうまく利用していくということになるかと思います。

今のような、県さんのほうでは今のことで、そんなに大きな運用上の問題はないかなというところ、愛知県さんはそれなりにお金もあるので、お金を自分たちで全部払ってもいいのかなということなのかもしれませんが、実際には人手の問題とかいろんなことを考えると、多少指定都市さんの力をおかりする部分もあるような気もしていて、特に防災部局は県庁は強くて、名古屋市のほうが人数が少なくてひ弱ですけど、逆に建築部局は圧倒的に県が弱くて、市役所側に人数としてもはるかに多くの人数がいるので、そのあたりの人的資源のことなんかは微妙にうまく調整する部分もあるかなという感じもしますよね、久野さん。人的支援としてはちょっと弱い立場なんですよ、県庁の中で。だから、そこはどうしたものかというのは考えないわけでもなくて、市役所側も何か違うご意見が多分あるような気もしていて、例えば名古屋市さんにご意見ありますか。

【加藤課長】 応急仮設住宅を担当しています住宅都市局部門ではあるんですけど、南海トラフのような大きな災害が発生した場合について、やはり特定の市町村だけに発生する、被害が集中するということはなかなか考えにくいのかなというふうに今は感じています。それぞれの市町村においての被害にそれぞれ濃淡がある中で、一番やはり仮設住宅と

いうとやっぱり生活の場といいますか、避難所からいち早くやはり生活環境を整えていただくということが重要だと思います。一方で救助の公平性と、それから、迅速性とどういうバランスをとっていくのが一番いいのかなというのは非常に悩ましいというか、課題だなというふうに、我々は基礎自治体としては思っているというところではあります。

特に仮設住宅を建設する場合について、プレ協さんですとか、それから賃貸協会さんのほうでもお話があったように、それぞれ協力していただける団体の供給能力というのがやっぱり限られているという部分がございますので、それぞれ各市町村に、優先順位ではないですけど、どういった形で振り分けるのか、ストックがある名古屋市が独占してその資源を先取りしてしまっているものかということについて、非常に悩ましいなというふうには思っています。被災の状況もそれぞればらばらですので、建てられる場所と建てられない場所が当然出てきますので、そういった過不足が生じた場合について、逆に言えば名古屋市の部分について周辺市町村様をお願いしなきゃいけないというような部分がございますので、それを例えば救助主体として名古屋市に全面委任するのか、相互調整という立場で愛知県さんのほうで主体的に立ってやっていただくのかということですが、我々自治体としても非常に悩ましい課題だなというふうには認識をしています。

【小堀室長】 内閣府さんからの話もございましたように、一方で指定市が独自に救助主体になるというときは、公平性と迅速性の、迅速性のほうでいけば仮に、防災部局は少人数なのでだめですけども、人的資源があるところが動けた場合、被災地全体に対してあるものを早く供給できるとか、そういうメリットがあるのかもしれないとは思っています。ただ、それには事前の条件整理が要すると思いますし、例えば借上げの仮設を考えた場合、やはり避難所生活が非常に困難な方、要するに優先的に入れてあげないといけない方に早く見つけてあげるといのはとても大事なことだと思うのですが、その中で、最初の借上げは、先ほど来お話が出ているように、名古屋に資源がある中で、名古屋が早くそういう事を起こせるということは全体にとってもいいことだろうと。一方で建設型は、名古屋も相当な被害が予想されていますし、4分の1ぐらいだめになっちゃうだろうみたいなところの中で、土地がないということは、周辺市町さんに今度お願いする立場でもあるという裏腹の中で、どういう手順で公平性を損なわずに、迅速さという中で指定市がやれることの条件整理というのは必要なのかなという印象も持っています。

【福和教授】 ありがとうございます。

【橋本主幹】 私どもとして、この内閣府さんの話を聞いたときに、やっぱり一番懸念

したのは、広域調整権というのがほんとうに機能するのかということ。今名古屋市の中に資源が集中している。そうすると、やはり市としては市民優先で、まずそれを市民のためというように動かれるかと。そうすると、例えばゼロメートル地帯で、長期で湛水するような市町村の方々が名古屋市に避難したい。名古屋市民も当然被災しているので、同じように水につかっている状態になっている。だけど、名古屋市のほうは、例えば20日か1か月で改善するだろう。だけど、ゼロメートル地帯はもっと長期に避難しなきゃいけない。そのときに、果たして公平性がどうなるのか、居住地によって市外の人だからということが起こり得るんじゃないかというのをまず1つ、私どもとしては懸念したことなんです。それが、実際災害を経験した県じゃないものですから、たればの話にどうしてもなってしまうのですが。それから、例えば市外から名古屋市に避難した場合に、特別基準が名古屋市民とそれ以外で変わってくるとかという部分で、何である人という不平不満もまた出かねないかと。だから、そのあたりが私どもとしてはどうなのかなと思っているんです。

【安藤企画官】 その点については資料1の42ページでお示ししています。南海トラフのような大規模災害、九州北部もそうだったのですが、大規模災害が起きた場合、フェーズ1と書いてありますが、県庁に政府現地対策本部というものを設置することになります。おそらく愛知県のオペレーションもそうだと思いますが、大規模災害が起きた場合、知事以下で毎日情報共有のために、国も入って、あと、いろんな機関が入った形で連絡調整会議が行われることになるのでないかと思われま。実際に九州北部豪雨でもほぼ連日、福岡県の場合ですけれども、知事もご出席されて、その場に内閣府だとか、あと警察だとか、あるいは気象庁だとか、いろんな機関が入った形で現地対策本部というのを開催していました。その中でいろんな話をしていることが通例です。そういった連絡会議の場に、仮に名古屋市さんが救助主体になった場合には、その場の会議の中に名古屋市さんにも入ってもらい、そもそも災害救助法を適用するのかどうかというところについても、フェース・トゥー・フェースで、国もいる、愛知県もいる、あと名古屋市もいるという中で情報そごが起こらないような形でやることを念頭にしております。一方、不公平感が生じるのではないかというご懸念は、それぞれ国と愛知県、国と名古屋市が、パイの関係で調整をすることを念頭にしているからではないかと思えます。今私が出した例は、現地対策本部が開いている場合ですが、現地対策本部は永続的にあるものではなく、あるフェーズになったら現地対策本部は閉鎖されます。熊本地震だとたしか4か月、5か月ぐらい長期でやった

のですが、北部九州豪雨の事例ですと、たしか2週間ぐらいで閉じています。そうした場合、パイの関係で特別基準の協議をやらないといけなくなるので、ご懸念の部分が出てくるとは思いますが、そうした懸念もあるので、フェーズ2というところで書いておりますが、特別基準の協議については、名古屋市さんが純粋にパイでやるのではなく、そこについてもきちんと県も情報共有をしながらやるような仕組みでやりましようとしております。それを、例えば災害救助法の事務要領に書く、もしくは防災計画だとかに書くなどにより担保するということになるのですが、いずれにせよ県を飛び越えた形で来ないようにすることにより、県の懸念にはお応えしたいと考えています。

【福和教授】 ありがとうございます。県庁さんが懸念されるところはほんとうによくわかることなので、そここのところの懸念を払拭しつつ、使えるリソースを使えるようにしないとなかなか南海トラフは苦しいので、そういう仕組みをみんなで一緒に考えたいということなんだと思います。逆に言えば、そういうふうにして県庁さんのリソースを少しキープできれば、豊橋市さんや津島市さんに使えるリソースが増えるというような形にしないと、これは意味がないというふうには感じたりしています。そういうようなことをやろうとしたときの現状の懸念事項があれば、それを改善するように仕組みを変えていただくという、そういう立場で考えたときに、豊橋市さんや津島市さんのほうから追加でご意見があればと思うんですが、いかがでしょうか。

【白井課長】 豊橋市です。

今、福和先生が言ったように、そういういろんな仕組みや何かを変える部分、課題があればそれはどんどん変えていけばいい話であって、僕の感覚といいますか、大規模災害があったときには、やっぱり愛知県さんもすごい大変だと思うんですね。災害救助事務だけじゃなくて、いろんなことを一手にやらなきゃいかんという話の中で、例えば名古屋市さんのほうにそういった災害救助の部門が、救助主体が異なるという話になれば、一定分、その労力は減る部分になると思うので、その部分を、例えば他市町村のほうの名古屋市さん以外の他市町村に労力を注げるとか、そういったこともあろうかという考え方もあると思いますので、ここは大きな意味で考えていただければなと思いますね。

【福和教授】 津島市さんはいかがでしょう。

【松岡課長】 津島市ですが、先ほどから話がありましたとおり、津島市は名古屋市さんのリソースを活用させていただくような状況というのは多分に考えられるわけです。そういう状況の中で、先ほど愛知県さんが懸念で上げてみえたように、名古屋市のリソー

スを他市が使うという場合においても、迅速にことが定められるような仕組みについて、ぜひとも考えていただきたいなと思っています。

【安藤企画官】 津島市は、資源先取りや公平性を担保するために、都道府県の広域調整権はちゃんと機能するようにしないといけないという話を冒頭されたと思いますが、やはり事前に迅速にやるためには、名古屋市にあるリソースをどのように活用できるのかということを見える化をすることが重要になると思いますが、いかがでしょうか。

【松岡課長】 最終報告に書かれておりましたけれども、資源の先取りは行われないうと。その理由は、県が策定した資源配分計画のもとに指定市が動くんだよと、そう書いてあったんですが、なかなかこれがイメージしづらかったんですね。その辺のところを明確にさせていただくべきなのかなと考えています。

【福和教授】 いい方向に話が進んでいるんですけども、今までなかなか面倒くさくてやれていなかったことがこれでちゃんとやれて、かつ、いろいろなリソースをきちんと配分が適切にできるように、事前に調整ができるということが前提でこういう仕組みというのは多分あると思いますので、全くなしという話にはせずに行くのもあるかなと思う。むしろいろんな作業的なところというのは、リソースの多い市の方々のリソースを使い、むしろ作戦を練ったりとか、調整をする、全体をカバーするようところに県庁さんの資源をより投入していただくことで、全体としての災害対応が遅滞なく進むというほうが多分いいような気はするんですよ。だって、災害対策課もいつもめちゃくちゃ忙しいので、あまり全て持っているのって苦しいですよ。とは言いながらも、都道府県として自分たちの持っているものはある程度キープしておかないと、県民の全体の公平性がないというのはよくわかるものですから、そこは公平性を担保するところにもものすごくコーディネート力を発揮し、具体的な作業的なところについての部分を一部手伝っていただくような仕組みに行くというのはどうなのでしょうね。

【橋本主幹】 今おっしゃられたように、全部県が抱えてということはもともとそんな考えていないのですが、ただ、今回の提案の中で、やはり今福和先生がおっしゃったように、全体の調整を県がやろうとしたときに、例えばこの広域総合調整権、調整機能というのが、資料を見ていただくと、例えば物資にせよ、名古屋市と県はほとんど同じようなところと同じような協定を結んでいます。そうしたときに、名古屋市からすれば、うちはこんなに被害があるんだからすぐに確保しなければと動かれる。そうすると、県の広域総合調整機能というのが本当に機能するのかなというところが全然イメージできないですね。

【福和教授】 だから、それは事前にやっておかないからなんです。そのときになってから競争しようとしているからいけないで、全ては事前に十分に吟味しておいていただければ、そんな疑心暗鬼は起こらないので。今、南海トラフの地震に関しては、事前に広域で連携をしながら役割分担を決めておいたほうがいいかなと。一番厳しいのは、建設業の方々との連携協定とか、あるいは運送業者さんとの連携協定のところで、ここは何重にもかぶっちゃっていますから、それは後でやっちゃもう後の祭りなので、事前に限られたリソースをどういうふうに互いに使おうという事前調整をする。その事前調整をするには、こういうようなきっかけというのはありそうな気がするという。多分内閣府が考えているのはそんなことだと思うんです。

【安藤企画官】 そうですね。協定の話がされていて、私も言及させていただきたいと思っていたのですが、プレハブ協会をはじめ関係団体の皆さんの発言の肝は統一してほしいなということだったかと。あと、連絡体制は一本化、集約されていて、そこだけ話せばいいというような体制を構築してほしいという、2点に尽きるような気がしています。加えて、全建総連の徳森部長から、救助主体に指定市もなった場合、その指定市と協定を結ぶのかという、協定の乱立の話もされていた。そういうことはやはり整理しないといけない課題だと認識をしています。そこで、今回の新しい制度は、都道府県と連携できる指定市ということになるので、その連携において、例えば、協定は県と指定市で2つ結んでもいいのだが、そこは県を窓口にしてやろうとか、そうした交通整理ができていたりとか、そういうことがきちんと県と指定市で話が事前にできているということについて、今後定める予定の指定基準等に落とし込めればいいと考えているところです。

【福和教授】 ありがとうございます。

協会の皆さんのほうで、先ほどいただいたご意見はいずれももったもなので、もしもできれば、プレ協さん、さっきお話しいただいたことを、メモでもいいから次回提出してください。

【安藤企画官】 最後にお尋ねがあります。本日、一般市の豊橋市と津島市も来られているので、ぜひお伺いしたいことがあります。先ほど、愛知県から、権限移譲しようがしまいが、結局事務委任でもできるというような感じでというお話があったのですが、一応決定的に違うのは、特別基準の協議というところが決定的に違うのかなというふうに思っております。その辺について、名古屋市と津島市と、あと豊橋市のお話を聞かせていただければと思います。

【小堀室長】 特別基準について、先ほどご説明があったように、県さんと同じ場においてやる。我々が主体になるよという部分では、スピード感は増すのかなという期待はあるかと思っています。当然県さんがそこにいるので、広域調整権を損なうということはいけないうし、先ほど来、名古屋市の発言がどうとられているかあれですけど、別段、囲い込もうとか、そんなふうには全く思っていないし、広い中で名古屋市の貢献がより早くできるかというのかなと。そのためにはいい手段になるように、条件設定とか議論が進めばいいのかなという印象を持っています。

【福和教授】 豊橋市さんはいかがでしょう。

【白井課長】 特別基準の協議までって、例えば豊橋ぐらいの規模でできるかという、なかなかそれは無理だと思います、はっきり言って。ですから、愛知県さんがやっていくのがいいかなと私は思っていますけど。

【福和教授】 津島市さんはいかがでしょう。

【松岡課長】 私ども津島市も豊橋市さんと同じような意見です。愛知県からやっていただくべきなのかなと思っています。

【福和教授】 わかりました。ある規模で独自にやれる体力があって、そういう場合には愛知県さんと同席をしつつ、一緒に正面に立っていく場をつくるというぐらいの話なのかなと思って聞いていましたけど、ただ、小堀さんが言ったことが、これからも名古屋市さんにずっと続いていくことが条件です。みんなで一緒にやるということの思いを共有しつつ、それで、名古屋市のリソースをみんなで利用しつつ、でも迅速性をちゃんと確保する。そういう形でのウイン・ウインをやっていくというようなことだったら、今日のお話は全体としてはあり得ることのような気がして聞いておりました。

大体もう時間も来てしまいましたので、今のようなことを、まず1回目、とりあえず皆さんの思いを忌憚なくお聞かせいただくのが今日の会ですから、そうは言っても、ずっとばらばらでもいけませんので、次回もう一度議論をさせていただきたいと思いますが、次回、どんなことを議論してもらいたいかということについて、少し安藤さんのほうから一言皆さんにお願いをいただけると。

【安藤企画官】 今回は、当地で言うと南海トラフでございますが、そういった地震が起きた場合の影響、どうすれば都道府県の広域調整権の資源配分権というのが効果的、効率的に発揮できるのかというご議論をお願いしたいと思います。今日も、やはり事前に決めておかないといけないことがあるのではとないかということで、愛知県が結構宿題をもら

ったような形になっていたと思います。この点は、権限移譲だとかとは関係なく、事務委任に当たっても、最低限、交通整理しなければならない事項だと考えております。ですので、そういった点を整理していただきたいということと、あと、ほかの自治体の皆さまにおかれましては、やっぱり広域調整権というものが必要だというのはわかっているのだが、こういうふうにやってもらうといいだとか、こういうふうなやり方はあるだとか、そういった具体のやり方、例えば地域防災計画の、県に載せてもらったほうがいいだとか、定期的な担当者会議をやりながらきちんとやるだとか、いろんなやり方があると思いますが、そういったご提案を、豊橋市、津島市も含めてご提示いただければと思います。

今日はプレハブ協会さんからいただいたご意見は非常にありがたいと思っております、もし今日資料として出ていないところがございましたら、そういったものをメモにさせていただいて出していただくと、より課題というのが共有化できると思います。そういった形で2回目の議論も深めていただければと思っております。

【福和教授】 どうもありがとうございます。

次回少し、後に残るようなメモを残した形で、これを、今後こういったことを万が一進めていくとしたら、このことについてはちゃんと注意事項として頭に置いた上で仕組みをつくっていただきたいというような形で次回議論しましょう。

【橋本主幹】 1つだけよろしいですか。

今回お話の中で、役割分担等を事前に整理するというをお話ししていただいたのですが、事前に整理する中で、プレハブ協会さんとか、統一的な基準をつくってほしいという話も先ほどあったんですけれども、そうすると、特別協議をする前に、県内全体として統一的な基準みたいなものが既にできているのであれば、それを個別に名古屋市が特別協議したから早いとか、迅速性が確保されるというところが、僕の中ではまいちしっかりとしないんです。

【安藤企画官】 特別基準の協議はなくならないと考えています。標準な仕様は事前に設定することは可能と思いますが、金額の多寡は違ってくると考えております。そういった金額や、あと、これは首長さんの考え方も大きく反映される部分だとは思いますが、例えば実際に東日本大震災時は避難所で温かいものを提供したいということで仙台市が災害救助法を超える基準でやりたいといった話もありました。そういった特別基準の協議はやはり必要になってくるので、どんなに事前に準備したとしても、特別基準の協議というものは残ってしまうと考えております。

【福和教授】 そのことも含めて、次回協議するということがいいですか。どうでしょう。

多分まだ具体的に、その場に入ったときにどんなことが起き得るかというのをもう少し、それぞれ今日の議論を踏まえてイメージをしていただくことも大事なかなと思っていて、今ご発言いただいたように、ちゃんと調整できているんだったら別にばらばらでやなくていいじゃないかという思いを県庁さんはお持ちの部分も多分あるだろうなと僕も推察をいたします。ただ一方で、調整をしても、いろんなリソースという意味でいうと、やっぱり県だけでやっちゃうとリソースが足りないので、ある程度大きなところが自分で動いてくれるような枠組みというのは、否定するものでもないなとも感じないわけでもありません。そこは大きな指定都市と県庁さんとでもう少し、そのときどんなことが起きるか、巨大災害のときに、それをイメージしていただいた上で、より県民に早くサービスができる方策をキャッチボールしておいていただけると。1カ月の間にキャッチボールしておいていただけるといいかなという感じもいたします。

ということで、本日は1回目の会議になりましたけれども、予想以上に活発にご議論いただいたので、いろいろ後に残る有益な知見も出たような気がします。

ということで、これで終わるということでよろしいですか。

じゃ、どうもありがとうございました。

— 了 —